確定申告はお済みですか？

ただ今、令和6年度の税の申告相談（令和5年1月1日～令和5年12月31日までの所得）を実施しています。申告が必要な方は、次の期間中に申告においでください。

※一昨年から、申告案内は本人が希望されている場合のみお送りしています。

【開設期間と申告会場】

～3月15日（金）9時～11時30分、13時～16時30分

◆市役所本庁舎市民ホール
土日を除く。

◆香北支所 ※3月13日(水)まで
月・火・水・金曜のみ受付。

◆物部支所 ※3月14日(木)まで
火曜と木曜のみ受付。

※開設期間の終了間際（3月13日～15日）は特に混雑が予想され、受付をお断りさせていただく場合がありますので、早めの申告をお願いします。

【住民税の申告が必要な方】

令和6年1月1日現在、香美市に住所または居所を有する方は、香美市へ住民税の申告が必要です。

ただし、次のいずれかに該当する方は除きます。

①税務署に所得税の確定申告書（令和5年分）を提出される方

②給与所得のみの方で、勤務先から香美市へ給与支払報告書の提出がある方

※提出の有無は勤務先へご確認ください。

③公的年金等に係る所得のみの方

※②・③に該当する方で、各種控除の適用を受けようとする場合は申告が必要です。

◆次に該当する方は確定申告の必要はありませんが、住民税の申告は必要です。

①公的年金等の収入が400万円以下で、それ以外に、20万円以下の所得金額がある方

②給与所得者で、給与所得や退職所得以外に、20万円以下の所得金額がある方

◆年少扶養親族控除の申告漏れがあると、税額が増える場合もありますので、ご注意ください。

※その他、詳しくは広報香美1月号に掲載していますので、ご確認ください。

【問い合わせ先】
税務収納課市民税班
☎52・9292

配食サービス事業

配食サービスは、定期的に居宅を訪問し、栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、当該利用者の安否確認を行うサービスです。詳しくは、問い合わせ先までご連絡いただくか、市公式ホームページをご覧ください。

【対象者】

次の要件全てに該当する方

①香美市に住所を有し、自分で食事の用意ができない、または困難な方

②介護保険料区分1～2段階(市町村民税非課税)の方

③近隣に扶養義務者が居住していない、または居住していても食事の提供が受けられない状況にあり、かつ、次のいずれかに該当する方

・65歳以上の単身世帯の方

・65歳以上の高齢者のみの世帯に属する方

・重度の心身障害者世帯の方

・重度の心身障害と高齢者が同居する世帯の方

・その他市長が特に必要だと認める方

【負担額】

普通食　1食400円

※食の形態により値段変動あり

【申請方法】

申請書と同意書を香美市公式ホームページからダウンロードし、提出するか、高齢介護課までご相談ください。

【問い合わせ・申込先】
高齢介護課社会長寿班
☎52・9280

▲ホームページ

秦山公園子どもの広場 臨時休園・開園

通常の休園日（第3水曜日）が祝日のため、前日を臨時休園します。

【日時】

◆臨時休園
3月19日(火)
8時30分～17時（終日）

◆臨時開園
3月20日(水・祝)
8時30分～17時

【問い合わせ先】
建設課都市計画班
☎53・3119

リニューアルに伴うべふ峡温泉の休館

べふ峡温泉は、リニューアルオープンに向け、**4月から当面の間休館**します。詳細が決まりしだい、香美市公式ホームページでお知らせします。

【問い合わせ先】商工観光課　☎53－1084

環境にやさしい農業を！～代かき等の注意点～

水稲の順調な生育を促し、貴重な土壌・水資源・河川環境を守るため、農業濁水軽減の観点から、次のことにご協力をお願いします。

詳しくは、問い合わせ先までご連絡ください。

◆圃場から水漏れ箇所がないか作業前に畦と排水口を点検しましょう。

◆止水板等を設置して作業時に水が流れ出さないようにしましょう。

◆代かきは出来るだけ浅水でおこないましょう。

◆水管理に注意して、田植え前の強制落水を少なくしましょう。

【代かきを浅水でやることで期待される効果】

◆田面の均平が取りやすく、生育ムラの減少や除草剤の効果発揮、ジャンボタニシの被害軽減につながります。

◆不要な落水やオーバーフローが防げ、貴重な土壌の流出が少なくなります。

【問い合わせ先】
農林課　☎53・1062

香美市外へ引越しする方は 転出届の提出がオンラインでできます

転出届はマイナポータルを通じたオンラインでの届出が可能です。

このサービスを利用する方は、香美市役所への来庁が不要となります。電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、香美市から日本国内への引越しをする方がご利用いただけます。ご自身単身での引越しの他、ご自身と同一世帯員の方の引越しでも利用可能です。

※マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、マイナンバーカードを持参のうえ、転入先市区町村の窓口で転入届の手続きが必要です。

【問い合わせ先】
市民保険課　☎53・3126

◀マイナポータル

新型コロナワクチン接種のお知らせ

令和6年3月31日までに接種をお願いします

○現在実施の全額公費負担による新型コロナワクチン接種は、令和６年３月３１日で終了します。接種を希望される場合は、令和６年３月３１日までに接種を完了してください。

○初回接種は生後６カ月以上で、まだ接種していない方はどなたでも接種できます。ただし、３月末までに初回接種が完了しない場合があります。

○追加接種は、初回接種が終了した方で前回接種から３カ月以上経過し、令和５年９月２０日以降に追加接種していない方が対象です。

○インフルエンザワクチン以外のワクチン接種は、前後２週間以上空ける必要があります。

令和6年4月以降の新型コロナワクチン接種について

２月２１日時点の情報です。

令和６年度の秋冬から、定期接種の予定をしています。接種対象者は６５歳以上または６０歳以上６５歳未満で特定の疾患等がある方（※）で、費用は原則有料となります。対象以外の方や定期接種期間外に接種も可能ですが、自費による任意接種となります。

接種にかかる費用等は、決定していません。詳細については、接種時期が近づきましたら広報、ホームページ等でお知らせします。

（※）６０歳以上６５歳未満で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルス（ＨＩＶ）による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方

問い合わせ先

健康推進課内　香美市コロナワクチン相談窓口（☎53-9005）

【4月1日以降】健康推進課親子すこやか班（☎52-9281）